

# 松阪市立阿坂小学校いじめ防止基本方針

平成28年9月21日  
(令和6年10月改訂)

## 1. いじめの定義といじめに対する本校の基本的な考え方

### 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」より

### 【基本理念】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、及び、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行うこととします。

## 2. 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止等の取組を実効的に実施するため、次の機能を担う「阿坂小学校いじめ問題対策委員会」を設置する。

### (1) 阿坂小学校いじめ問題対策委員会の構成員

学校長 教頭 生活指導担当教員 人権教育担当教員 養護教員

\*必要に応じて、当該児童の関係教職員・スクールカウンセラー・ハートケア相談員・PTA 役員・学校評議員を構成員とする。

### (2) いじめ問題対策委員会の活動内容

- ①生活指導年間指導の作成・実行・検証・改善
- ②いじめ防止に係る研修会等の企画・運営に関する事
- ③いじめの未然防止に関する事
- ④いじめの早期発見に関する事
- ⑤いじめの早期解決に関する事

## 3. いじめ防止等の対策のための具体的な取組

### (1) いじめの未然防止のための具体的な取組

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌をつくるために、継続的な取り組みを行います。教育活動全体、とりわけ道徳教育・人権教育を通してお互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導します。

## 【具体的な取組】

① 児童と児童、児童と教師等、互いを認め合える人間関係をつくります。

- ・西中校区人権フォーラムに参加し、人権問題について考えます。
- ・なかよし集会（全校集会）や学級会、なかよし班活動（たてわり班活動）を通して、児童自らが異年齢の友だちと関わることの喜びや大切さに気づき、互いに関わりながら絆づくりを進めます。
- ・各教科や総合的な学習の時間等において、互いの良さを認め合い、高め合う集団づくりを行います。
- ・道徳の時間を通して、人権尊重の精神や思いやりの心を育てます。
- ・体験活動を通して、友だちと分かり合える楽しさや喜びを実感させるとともに、表現力やコミュニケーション力を育成します。
- ・規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加・活動できるような授業づくりや集団づくりを行います。
- ・情報モラル教育を推進し、携帯電話やインターネットの正しい利用法や危険性についての理解を深めるとともに、相手を思いやる気持ちを育てます。
- ・すべての教員が公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を位置づけ、子どもの様子を観察したり、授業改善を行ったりします。
- ・学級満足度調査（Q-U）結果を考察し、学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点などを考え、職員研修で共通理解を図るとともに、より良い学級経営に努めます。
- ・スクールカウンセラーやハートケア相談員と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努めます。

② 自己肯定感や自己有用感を育成します。

- ・だれもが1日1回、みんなの前で活躍する場面をつくり、一人ひとりの良さを心から認め合う学級づくりを進めます。
- ・わかる・できる授業の実践に努め、児童一人ひとりが成就感や充実感をもてる授業の実践に努めます。
- ・なかよし班活動（たてわり班活動）や委員会活動等を通して、友だちの役に立っている、友だちから認められているといった自己有用感をもたせます。
- ・地域に出かけ、地域の事を知り、地域の方々との出会いを大切に、地域の一員としての自覚と自分も社会の一員として必要な存在であることに気づかせます。

③ 家庭や地域と連携して取り組みます。

- ・「阿坂小学校いじめ防止基本方針」を地区懇談会で保護者に知らせ、いじめ未然防止、早期発見・早期解決における学校の役割、家庭の役割、地域の役割について理解を図ります。
- ・阿坂だよりや学級だよりで、本校の道徳教育や人権教育の取組を紹介し、家庭と連携し、児童の健全育成に努めます。
- ・PTA懇談会及び学級懇談会を開催し、教職員と保護者が、子どもたちの人権を守るために学校としてできること、家庭としてできることについて考えます。
- ・「子どもは地域の宝」という考えのもと、家庭や地域においても子どもが活躍する場を保障します。

## (2) いじめの早期発見のための取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめていないかと疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを軽視したり隠したりす

ることなく、いじめを積極的に認知します。

#### 【具体的な取組】

##### ① いじめを相談しやすい体制を整えます。

- ・教師と子ども、子どもと子どもの信頼関係を深め、悩みを一人で抱え込まず、誰かに相談できるようにします。
- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童と向き合うことにより、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ちます。
- ・スクールカウンセラーやハートケア相談員による教育相談日を設定し、校内掲示や阿坂だよりにて知らせ、児童、保護者等からいじめを訴えやすい体制を整えます。
- ・相談する機会を設け、子どもたちが相談等に利用しやすい雰囲気づくりを行います。

##### ② いじめを把握します。

- ・「児童のささいな変化に気づくこと」「気づいた情報を確実に共有すること」「情報に基づき速やかに対応すること」を基本として、いじめの把握に努めます。
- ・5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)をメモし、職員がいつも情報共有できるようにします。
- ・授業の様子、保健室の様子、全校活動の様子など、より多くの教職員が児童を見守り、情報を共有します。
- ・情報共有について、定例の職員会や研修会において各自が得た情報を共有するための時間を設定します。
- ・連絡帳や日記、日頃の声かけ等により、子どもたちの交友関係や悩みごとを把握します。
- ・「学校生活に関するアンケート」を年2回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめのない学校づくりを目指します。
- ・年2回のアンケートに加え、担任や養護教諭、スクールカウンセラー、ハートケア相談員による教育相談を充実させます。
- ・学級満足度調査(Q-U)の児童の回答状況から、「いじめや冷やかしの不快行為を受けているか」について把握し、いじめの深刻化を予防します。
- ・子どもの小さなサインも見逃さず、学年間や「阿坂小学校いじめ問題対策委員会」等の場において気づいたことを情報共有し、よりたくさんの教職員が児童を見守ります。

##### ③ 家庭、地域と連携して取り組みます。

- ・日頃から、子どもを中心に据え、保護者、地域との信頼関係を築き、円滑な連携を図るよう努めます。
- ・家庭訪問により、子どもや保護者との信頼関係を構築します。
- ・子どもや保護者からいじめの相談があったときは、真剣に耳を傾け、信頼関係を結び、速やかに対応します。
- ・子どもにとって、家庭が「心の居場所」となるために、子どもに寄り添い、子どもの話を受け止めてもらうよう努めます。

#### (3) いじめの早期解決のための取組

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。

### 【具体的な取組】

① いじめの解決に向け、取り組みます。

- ・いじめられた児童やいじめた児童から事実関係を聴取し、いじめが確認された場合、「阿坂小学校いじめ問題対策委員会」で情報共有します。
- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたります。
- ・いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、全教職員が対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめ問題の解決にあたります。
- ・傍観者である児童に対しても、いじている側の立場と同様であるということを指導します。
- ・いじめの再発防止のために、いじめた児童はもちろん、傍観者であった児童に対しても、いじめられた児童の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行い「いじめは決して許されない行為である」という認識を持たせます。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとります。

② いじめを受けた子どもや保護者等を支援します。

- ・いじめを受けた児童やいじめを知らせてくれた児童を複数の教職員で見守るなど、安全を確保します。
- ・いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、心のケアに全力を尽くします。
- ・いじめを受けた子どもの保護者に、学校の取組についての情報を伝えるとともに、保護者からは、家庭での様子や友だち関係についての情報を聞き取り、指導に生かします。

③ 関係機関との連携

- ・学校内だけでなく、各種団体や専門家とケース会議を持つなど、連携・協力して解決にあたります。
- ・必要に応じて、松阪市教育委員会事務局学校支援課、育ちサポート室、松阪市子ども支援研究センター、人権まなび課、青少年センター、松阪市役所家庭児童支援課、中勢児童相談所などの関係機関と連携して、いじめ問題の解決を図ります。
- ・犯罪行為として取り扱うべきと認められる事案については、教育委員会に連絡を取り、警察と相談して対処します。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、直ちに警察に通報し、適切な援助を求めます。

## 4 重大事態への対処

### 【重大事態とは】

- ① いじめにより本校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより本校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

**【対応】**

- (1) 重大事態が発生した場合は、松阪市教育委員会に速やかに報告します。
- (2) 教育委員会と協議の上、専門家を加えた当該事案に対処する組織を設定します。
- (3) 上記組織により、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- (4) いじめを受けた児童及びその保護者に情報を適切に提供します。
- (5) 調査結果を踏まえ、必要な措置を講じます。